



たばこを吸う人と吸わない人が
共存できる環境づくり

喫煙所は **3** つの補助が 受けられます！

整備費補助

+

維持管理補助

+

改修費補助

整備時に

最大 **660** 万円
/1か所

概要・条件

- 喫煙所の整備費(給気・排気設備、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、エアカーテン、灰皿・椅子等の備品購入費用など)を補助します。
- 5年間継続して運営する必要があります。途中で喫煙所を閉鎖する場合は、補助金の一部を返還する必要があります。

日々の運営に

月々 **5** 万円
/1か所

概要・条件

- 喫煙所の運営費を補助します。
- 月の途中で喫煙所を整備した場合は、日額1,600円補助します。

改修時に

330 万円
/1か所

概要・条件

- 喫煙所の改修費(給気・排気設備、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、エアカーテン、灰皿・椅子等の備品購入費用など)を補助します。
- 5年間継続して運営する必要があります。途中で喫煙所を閉鎖する場合は、補助金の一部を返還する必要があります。

その他のご案内

詳細・様式等

目黒区公式ウェブサイトで確認できます！

喫煙所の要件

裏面参照

お問い合わせ

目黒区 環境保全課 環境計画係 TEL | 03-5722-9606



指定喫煙所の要件

運営について

- (1)誰もが無料で利用できること
- (2)おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- (3)整備費補助、改修費補助の交付後、最低5年間は運営を継続すること
- (4)1日1回以上の清掃・点検等を行うこと
- (5)法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること

設置場所について

- (1)建物の1階に設置すること
※ただし、道路から見えるところに喫煙所があることが分かるような表示をすれば、補助対象となります。
- (2)近隣(向こう三軒、両隣)の建物の所有者及びテナント等に説明すること。
- (3)受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること

設備について

- (1)屋内であり、喫煙所の室外から室内に向かう風速を0.2m毎秒以上確保すること
- (2)吸排気設備を設け、室内の空気を屋外に排気すること
- (3)出入口に扉を設け、壁・天井等により屋外と完全に区画し、常時開放しないこと。

標識について

- (1)喫煙所の出入口に喫煙を目的とする場所であることが分かる標識を掲示すること
- (2)喫煙所の出入口に20歳未満の人の立ち入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること

周知及び苦情対応について

- (1)喫煙所の周知について、区が実施する事業に協力すること
- (2)喫煙所に関する苦情等については、自らの責任で対応すること
- (3)指定喫煙所の適正な運営のため区が行う助言・指導に対し、可能な限り対応すること

コンテナ型喫煙所の場合について

- (1)排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- (2)吸気口は、排気口の反対側に設置されていること
- (3)建築基準法に規定する建築物であること

